

奈良県告示第五百九号

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、特定希少野生動植物ヒメイノモトソウ保護管理事業計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を告示し、当該保護管理事業計画を奈良県くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課において一般の閲覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象とする種

ヒメイノモトソウ

二 事業の目標

個体の生育状況等の経年的なモニタリングを実施し、現状の生育環境を保全するとともに、本種の盗掘を防止すること。

三 事業を行う区域

県内の本種が生育する地域

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 生育地の巡視

希少野生動植物保護巡視員等による生育地の定期的な巡視

2 分布の把握

本種の分布の把握

3 生育地の保護管理等

モニタリングによる個体数の経年変化の把握並びに個体数の減少及び生育地の環境改変に備えた生育域外保全

4 協働・啓発活動

関係行政機関、県民等への普及啓発の推進